

かしにしてきた非加害親よりはまし」と感じてきた子どもたちもかなり存在しているところに性的虐待問題の複雑さがある。

4) しばしばDV被害や過去の被虐待経験者である

性的虐待が身体的虐待などの暴力的支配の延長線上でしばしば生じることも含め、性的虐待が家族内で発生する背景に、パートナーとのDV問題が先行していることがある。また子どもの性的虐待がかなりの程度、家族内では暴露されている状況にあるのに、あるいは子どもからの初期の助けの求めが非加害保護者に対して発せられていたにもかかわらず、それに適切に反応できないで来た保護者もいる。これらの保護者にはしばしば自身の被害体験歴があり、中には共通の加害者から無力化されている場合もある。保護者である限り、自身の被害の有無に関わらず、子どもを守る責任性が保護者には要請されるが、こうした特殊な状況下で子どもを合理的に守ることは困難であり、保護者自身がまず自分についての援助を受け、自身が巻き込まれてきた事態から自由になる必要がある。

以上の観点から性的虐待における非加害保護者には接触の早期から、個別的な支援の展開が重要であり、適切な対応のための情報提供と共に、非加害保護者を支援する体制が重要となる。

5) 日本の性的虐待対応における非加害保護者に関する特異性

日本の性的虐待対応においては、加害者の生活環境からの排除が難しい。多くの事例では子どもだけが保護され、家族はそのまま残される。従って非加害保護者も伴侶が加害者と疑われる場合にも、そのまま夫婦として生活し続けることがしばしばであり、そのために非加害保護者が被虐待児に寄り添うことが困難となる。

子どもの分離介入の初期にはショックを受けながらも被虐待児に強い同情と援助の姿勢を見せつつあった非加害保護者が、その後の時間経過と共に加害者との関係修復に傾き、保護された子ども以外の家族の生活の継続維持が優先されて、被虐待児との関係が疎遠になっていくという経過は、日本の性的虐待事例では、しばしば典型的に繰り返されてきた。

被虐待児の支援において非加害保護者を重要なキーパーソンとするために当初からの非加害保護者むけの情報提供と支援の働きかけ、パンフレットの準備や残された家族を含む支援枠組みの構築が課題である。

非加害保護者向けの冊子の活用について

■「保護者の方へ」

加害、非加害にかかわらず、子どもの一時保護の直後の告知に際して保護者の問題理解の助けとして提供される冊子。口頭での説明に加えて、一人ずつに渡される。末尾には当日の面接者と担当福祉司名を記入して渡す。

■「あなたへのメッセージ 親だからできること」

一時保護の告知面接直後、数日後から、非加害保護者へのアプローチが始められる時点で、非加害保護者への情報提供ニーズに合わせて編集しなおして渡されることを想定した冊子。

内容的には、一般的によくみられるQ&A、被害にあった子供との関係、パートナーとの関係、きょうだい間の性暴力であった場合の保護者としての対応等に分かれており、必要に応じて抜き出した理、加筆して、当の保護者向けに作成したものを渡すことを想定した冊子

■「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために あなたへのメッセージ」

神奈川県、大阪府で既に非加害保護者向けの冊子として作成され、使用されてきている冊子を元に作成した冊子。非加害保護者が当初のショックから立ち直り、被害をうけたわが子のために自分はどうしたらよいか、何が課題なのかを理解し、これからの支援を考えられるようになった段階で、担当者と一緒に読みながら、その内容を確認、理解していくために作られた冊子。

末尾に今後何かあった時に相談したり、支援を受けられる機関の一覧を書き込む欄が設けられている。

性的虐待・家庭内性暴力の加害者との対応

[1] 虐待を疑われる保護者等との面接

児童相談所として、加害を疑われる保護者との接触で最も重要なことは、潜在的な、あるいは危険性があるかもしれない再被害の阻止と、保護者としての子どもの安全についての義務の自覚である。また、これまでの子どもとの生活場面全体、成育歴全体における子どもとの接点、子どもとの関係がどのようなものであったのか、についても子どもにとって加害を疑われる人物がどのような人物であったのかを知る上では重要な情報である。

多くの場合、虐待者はなかなか面接に応じなかったり、応じたとしても虐待を否認したり、認めたとしても一部分だけであったり、曖昧な態度を取ることが多く、性的虐待問題や子どもの安全について正面から向き合って話し合うことが難しいことが多い。中にはしつけであると主張したり、子どもが誤解しているだけでやましいことは無いと言ったり、中には子どもが嘘をついていると全面的に争うような主張をすることもある。

性的虐待行為を行う者の中には明らかに性犯罪的行為に関与している者も含まれる可能性が高い。また中には非加害保護者を経済的・情緒的あるいは暴力的に支配・操作して(DV問題の重複もあり得る)、児童相談所との駆け引きを試みたり、子どもや家族についての調査を妨害したり、冤罪を主張して裁判に訴え出るような人物もある。

児童相談所は一時保護の告知と説明の初期対応場面で、初めて虐待・加害行為を疑われる人物と接触することが多い。またそれ以降はなかなか接触できなくなる場合も多いので、最初の面接は重要な場面となる。

一時保護の告知面接では、子どもを一時保護した理由・内容を伝え、加害を疑われる保護者には、疑われている加害行為について、その内容に思い当たることがあるか、あればそれはどういうことだったのか、無ければなぜそのような訴えが子どもから出たと考えるのか、など尋ね、今後、児童相談所は慎重に調査するので、今後の調査に協力してもらいたいと伝える。併せて児童相談所は必要に応じて予告なく、警察に通報することがあり得ることも伝える。

今後の接触については、具体的には、児童相談所が今後の調査の中で把握した加害行為の具体的内容について、必要に応じて加害を疑う人物にも告知し、その内容を認めるのか否認するかなど尋ねることになることを伝える。ただし、もしも刑事告発があり得る場合には、児童相談所が把握した情報を明示しない方が良い場合もある。虐待者への刑事告訴・告発が同時並行して動き始めた場合には、児童相談所の調査と警察の捜査が不適切に干渉を起こさないように調整をすることが必要となる場合もある。

加害者が子どもの保護者でない場合、あるいは非加害保護者や子どもの家族が、児童相談所と加害者の接触を強く拒む場合、なかなか加害者と接触できないこともあるが、事実の告知と事態の確認のためには加害者との接触は重要である。

一時保護の告知説明を非加害保護者と同席で行うか、別々に行うかは、個々の事例状況に即して行うとしても、原則的には個別で面接設定をすることが望ましい。また一時保護の告知面接で同時に来所して別々に事情を聴いた場合、非加害保護者が同意するなら、一時保護の告知面接の終わりには、関係者が揃ったところで概要確認と今後の予定確認をすることが適当かもしれない。もちろん、保護者が興奮してやり取りが冷静に出来ない状態

になった場合には可能な範囲での対応しか出来ない。

(補足的な事項)

虐待を疑われる加害者によっては、子どもにとって唯一の世話をする人、子どもの困った状況について助けてくれる人といった、ネグレクト状況の中での援助者、愛着の対象者となってきた人物が含まれる。この場合、子どもにとっては、生活の中で最も頼りになり、依存対象である人物が同時に性的加害行為をしていたという状況がある。従って、子どもにとっての加害者はその行動すべてが加害性を持つばかりではないので、その実態、加害者が子どもに対して持っていた関係の全体像を把握することも、子どもへの支援上、重要な情報となる。

虐待を疑われる加害者へは、性的虐待の疑いがあるという事実、及びそうした疑いを持つに至った経過をできる限り率直に伝えることが必要である。その上で、虐待行為を疑われる当事者からの話を聞いていかねばならない。こうした調査面接における加害者の反応はさまざまであり、「子どもが嘘をついている」などとして事実を全面的に否認する場合や、家族同士の「スキンシップ」を誤解していると主張する、「性的な愛撫はあったが性器への接触はなかった」「子どもは性的行為と考えたかもしれないが自分にはそのようなつもりはなかった」「性教育のつもりだった」「子どもがそうして欲しいと求めたから応じた」など行為や意図、責任を減弱し、一部のみ認める場合も多い。このような場合、面接者は、刑事捜査としての尋問をするのではないので、児童相談所がどういった理由で性的虐待の疑いによる対応に至ったかを説明し、また、そうした虐待行為が子どもの状態にどのような影響を及ぼし、さらに将来的に子どもにどのような精神的状態や行動上の問題が生じると危惧されるか^{*})を説明し、そうした行為の不適切さを説明し、理解させる必要がある。さらに、虐待が疑われると判断した場合には、その行為は犯罪行為であること、被害児の安全を守るためには子どもとの接触は認められないことなどを毅然とした態度で告げる必要がある。

[2] 虐待行為を否認する保護者への対応

加害を疑われる保護者の多くが加害行為を認めず、またその多くは部分的な加害に類似する行為は認めるものの、それが性的な攻撃ではなかったとか、意図的な加害ではなかったと主張したり、子どもがささいな「軽い」行為を過度に被害的に受けとめたためであると主張する。また全面的にあり得ないと否定することもあるが、それではなぜ子どもが被害を訴えたのかについては、子どもを非難するか、理解できないと主張することが多い。

児童相談所としては、あったかもしれない疑いが子どもの安全のための判断の境界線であること、刑事事件としての「疑わしきは容疑者の利益に」の原則と、児童福祉法の原則「疑わしきは子どもの利益に」は異なっていることを踏まえ、子どもにとって脅威であり、被害でありえたことを基準に、保護者は子どもの安全を守る義務責任者として、子どもの最善の利益の観点から行動してもらいたいこと、これに対し、嘘をついている子どもの主張を容認すべきでないという主張も含め、子どもの主張を否定的に捉えた認識は、全て、保護者自身の不利益に異議を唱える主張に属さざるを得ないこと、を保護者に告知し、その観点からの対応を説明する。

加害を疑われる保護者には、

- ① 子どもに接近しない、接近しようとするしない。
 - ② 公判において認められた場合を除いて、子どもの訴えに反論するために子どもと接触しようとするしない。
 - ③ 子どもの安全と最善の利益の観点から常に対応を考える。
- 等を原則に対応を求める。

[3] 児童ポルノ法との関係 画像問題

児童ポルノ法の規定では、性的な子どもの画像を作成した段階で、犯罪行為が成立していることを児童相談所は認識しておく必要である。金銭目的の売買、興味本位でのネット流出以前に、何らかの画像を作成することだけで犯罪行為と規定される。これは申告や告発を要しない犯罪事件である。また子どもがすべての撮影行為を認知しているとは限らない。子ども自身が画像を提供することもある。これらの何らかの行為、事実を知った場合には、直ちに警察に連絡して対応を相談すること。犯罪要件の成立や捜査上の判断は警察の専門性に任せる。

一時保護されたことについての子どもの気持

[1] 一時保護後の子どもの反応と対応

これまでの経過、家族の関係性等を確認し・整理し、今後についても子ども自身の意向を確認しながら、どうすれば、子どもの安全を守れるのか話し合う。

一時保護による安全が実感でき、安心できる環境であることが信じられれば、さらなる被害事実が語られることも、家族への思いがより克明に明らかになる場合もある。同時に一線を越えてしまった悔いや将来への不安、うわべだけであったにしろ、家族のまとまりや絆を失ったことの悼みが子どもにのしかかる。こうした経過の中で、新たな告白と共に虐待事実の告白を撤回する場合もある。

性的虐待が子どもに与える主要なダメージのひとつに「自分が何をどう感じ、どう行動すれば正しいことなのか、わからなくなる」ことにある。虐待者はしばしば子どもの口止めに「もしも本当のことを言ったら、二度とお家に帰れなくなる」と言って脅している。一時保護は実は虐待者の脅しとは異なる「虐待からの離脱」のためのプロセスでありながら、子どもにとってはまさに虐待者の呪いの実現、「言うな」の秘密を守らなかった自分に下った罰のように見える。「自分のしたことは間違っていたのか」「自分はこうして家族からも友達からも、自分が生き、育ったすべてのことから見捨てられ、忘れられ、「もう居ない者」にされてしまったのか」という思いが子どもを襲う。もう一方では徐々に醜悪化した虐待者との秘密の関係、うわべだけが取り繕われることの違和感から徐々に失われる日常生活の現実感・安住の感覚、人知れず抱える罪障感と苦痛、秘密が暴露した時の人々の疑惑と非難の眼差しへの怯え、共犯関係化させられたことへの怒りと憎しみ、将来への展望の喪失など、性的虐待が引き起こす孤立と無力化の世界から逃げ出たい願いが、これで本当になんかえられるのかという思いがある。

こうした状況で、「果たして自分のしたことは、自分を守るためにした正当なことなのか」「自分は間違っていない、という確信が持てるためにはどうしたらいいのか」というのが、多くの性的虐待を受けた子どもの保護直後に繰り返し起こる内面の課題である。*

*) こうした子どもへのサポートのために、子どもが最初に告白した学校の教員や子どもが頼りにしている人物と子どもを面会させることも検討される。ただしこの際、被害事実の調査に関する教唆や誘導があったと批判される危険性や、保護者・親族等関係者で子どもとの接触を禁じられている人たちが、自分たちが子どもに会えないのに、なぜお前は子どもと接触できたのか等、詰め寄ったり責めたりする危険性もあり、慎重な検討と設定が必要である。

毎日、発覚を恐れ、心配しなければならぬ秘密が無いこと、嫌なことを嫌といえず、屈辱的な関係を迫られる心配がないこと、人知れずこそごとと隠し事を抱えながら罪人のような思いで生きなくてよいこと、が突然目の前に現れたとしても、子どもはそうした変化を「暗がりの眼差しから徐々に目が慣らされていくように」しか新しい境遇に適應できない。

一時保護所には様々な境遇を生きてきた子どもたちが出入りしている。中にはこうした被虐待児の影を嗅ぎ取って反応する子どももある。時にそれは新たなトラブルの原因ともなり得るが、慰めや支えとなることもある。また性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見破って性的攻撃を仕掛けようとする子どももある。こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛ける。

職員はこうした様々な子どもの世界を見分けて、何か「気になること」があったらすぐに知らせるようにさりげなく子どもに声をかけておくことが必要である。また被害児が女性の場合、しばしば年長の入所女児の中にはそうした子どもの微妙な性的な動きに敏感な子どもが必ずいる。生活援助職員はそうした子どもとのコミュニケーションも含めて子どもの動向を把握することが集団生活では重要である。

子どもの中には躁的に環境に反応し、秘密を持ち切れず、また性非行の子どもたちの来歴に触発されたりして自身の性暴力被害を周囲の子どもたちに話し始めることがある。「もう守らなくてよい秘密」あるいは「秘密を打ち明けることで孤独の苦痛を逃れたい」ということもあるが、多くは「適応の疲れ」が背景にある。鬱積し始めている感情を吐き出すことも必要であるが、プライバシーの枠を守り、特定の相手との関係に絞って「自分の事情についての話」をするようにコミュニケーションチャンネルをコントロールすることを教える必要がある。また性的虐待被害とは別な来歴としての子どもの社会性や対人反応上の課題が露呈してくることが重なっている場合もある。

生活援助職員は、子どもの「適応の疲れ」と「気になることの出現」をさりげなく見守っていることが重要である。子どもに対しては「事情を知っている大人」が誰々であるのか、何か話したいことがあったら今日は誰にサインを送ればよいのか、声をかけて、わかりやすくしておく事も重要である。

[2] 定期的・定点的な担当者の面会によるサポート

理想的には児童相談所の対応チームメンバーとして、子どもサポート選任の担当職員が配置されることが望ましい。職員は児童心理司でも児童福祉司でも場合によっては一時保護所の職員でもよい。虐待者の性を避け、確実な予定管理によって子どもに予想できる生活リズムとしての面会・面接を設定することが重要となる子どももいる。「自分のしたことは正しい、間違っていない」「自分の感じていることは間違っていない」という確認や、一時保護所の生活と自分の状態を定期的にモニターしてくれる人間関係の存在が重要である。

自分が離れてきた外の世界がどう動いているのか、家族は何と言っているのか、これから自分はどうなっていくのかといったことは、主たる担当者が面会して伝えることが重要である。子どもの安全確保のために何が必要かといったことも、これからの生活の見通しも、子どもが考えられる自分の希望も、こうした面会の場で話し合われていくことになる。こうした面会では必ず、次はいつごろ来るか という予定告知をしておくこと。

[3] 行動観察と援助ニーズの見極め

性的虐待による心的外傷性の問題や慢性的なストレスの影響は、単に解離だけでなく様々な対人行動の性化現象 (traumatic sexualization により対人表現、対人関係のあらゆる局面が性的色彩を帯びる)、PTSD 症状等を引き起こす。過覚醒による ADHD 様症状や興奮性の高さ、自傷行為、夜間の入眠困難や睡眠障害を引き起こすことも知られている。一時保護所での生活において、これらの問題・症状の出現やその頻度が慎重に観察され、援助ニーズが見極められていくことが、その後の生活場面での援助の判断にとって極めて重要な観察情報となる。

[4] 子どもが自分の安全・安心を感知したかどうかを確かめる

子どもの一時保護は、特に初期には再度虐待を受けることのない生活、虐待者からのアプローチに怯えなくてよい生活の確保という意味が大きい。この感覚の確認が重要なのは、その感知が虐待被害事実の聴取確認のタイミングや今後の生活設計を検討するタイミングと重要な関係にあるとみられるからである。子どもは虐待者の影響がまだ自分に及ぶ可能性、すなわち再び家に連れ戻される可能性を感じている間は、二通りの反応をする。必死に逃れたいための努力、自分は悪くないという反応と、直後に襲われる無力感と罰の怖れである。これはしばしば解離反応を伴う。

虐待環境から脱出した直後に、必死で洗いざらいぶちまけて、すべてを露わにしていみたいという反応をする子どもがいくらか存在する。これらの子どもはその勢いのあるときに被害確認面接をすることが最短時間で可能である。しかし、臨床的にはそうした反応は必ず反動を生む危険性があることをよく認識しておく必要がある。反動は強い抑うつ的な状態や防衛の枠を失った虚脱、解離反応の頻発などである。また後に撤回が生じることもある。

より多くの順当な反応は、一定時間、新しい環境での適応にエネルギーを使いつつ、周囲の状況を見回して、本当に状況の変化を感じ取った時に、今までの生活を抜け出して変わろうと実感することである。このタイミングが、安全・安心の感知にあるとみられる。これは概ね一時保護から2日～14日程度の間を生じるが、虐待者のマインド・コントロールの強さ、子どもの異議申し立てをサポートする大人の存在、子ども自身がサポートされていると感じる出来事やその程度によって若干異なる。この時点までは被害確認情報の客観性保持のため、被害経験の内容に関する話は本人から出る以外、最低限度にする注意が必要である。本人が自身の安全を感じた時点で被害確認調査を行うと、それまでには出てこなかった事実の告白がみられることが多く、またその結果の情緒的混乱や撤回は少ない。*)

*) 被害確認面接のタイミングは、情報の混濁、周囲からの話かけに等よる情報汚染の危険性を考えると早い方が望ましいとされる。ただし、子どもが自身の安全を信用できていない状況では真実を話すことは難しい。子どもが児童相談所の保護を信用できず、虐待者や家族が自分を連れ帰りに来るのではないかと感じている間、子どもは何をどこまで言うか迷ってしまう。もちろん、自身の被害体験を黙っていることができず、誰彼なしに話してしまうような場合や、早く被害の事実を確認してほしいと感じている場合には、できるだけ早期に被害確認が実施されることが望ましい。この点、CPS が保護に来た時点で、それは性的虐待の疑いによる保護であることや、自分が被害事実を話せば加害者が排除され、自分は最短時間で安全に家族の元に帰れる可能性があることを、多くの子どもがあらかじめ理解している欧米と日本では事情が違っている。

被害(事実)確認面接の必要性

なぜ被害確認面接をしなければならないか

児童福祉法上の対応において、

法的な性的虐待の被害確認面接 (forensic interview) は以下の理由で必要である。ここで改めて被害確認面接を実施する理由について述べる。

1) 被害(事実)確認面接 (forensic interview) が生まれた背景

被害確認面接は欧米での forensic interview にあたる、法的な立証性を基準とした子どものからの事情聴取面接である。forensic interview は 1980 年代に英米で起こったいくつかの性的虐待事件で、当初、申し立てられた子どもの被害申告が、その後の裁判でほとんどその法的な立証可能性を否定され、問題は未解決となり、訴えられた大半の加害者が証拠不十分による無罪 (冤罪なのか追及を逃れたのか明らかにならないまま) となった事件が相次いだことへの反省から生まれた。

2) 臨床からみた被害(事実)確認面接への違和感

性的虐待・性暴力被害は当人に与えるダメージが重く、深刻なトラウマを生じやすい事態である。一般的に臨床的対人援助は、当人に深刻なダメージを与えない、少なくとも何らかの関与・介入によって不必要に問題・症状を悪化させることを避けるという倫理的価値観を堅持している。この価値観からすれば、

- ① 当人の治療による耐性の強化を前提としないで、重篤なトラウマを活性化させる危険性のある問題にいきなり質問を向けることは、臨床的倫理観に照らしてルール違反を犯しているのではないかという疑問が提起されるのは当然である。さらに言えば、
- ② 例え必要性があるとしても、当人の心身の安全性を大きく損なうかもしれないような危険な介入・侵入になる面接を実施することは臨床家としての役割・責務を逸脱するという違和感、ためらい、怖れ、嫌悪、忌避感を抱くのは当然である。さらには、
- ③ 当人が被害者である性的な出来事を詳細に聞き出すことへの情緒的、文化的な抵抗感もまた、多くの人が自然に分かち合ってきた感覚である。

これらのことから、以下の疑問に代表されるような問いが生じる。

3) なぜ、被害(事実)確認面接なのか

「本人が望まないような、また耐えることが困難かもしれないような苦痛な経験や事実について、あえていきなり質問してそれを言わせるような面接を、なぜ児童臨床の専門機関が実施しなければならないのか」

この問いには上記の要件のすべての要素が込められている。

4) 被害(事実)確認面接実施の目的と理由

児童福祉法上の法的対応の根拠確保として

まず、2) ① の疑問については本書の 5) 児童臨床における被害(事実)確認面接実施の目的 (p.) にあるとおり、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」、「子どもの受けたダメージを特定してその治療的援助を開始する」、「他の子どものさらなる被害発生を阻止する」、

という3つの理由から、子どもの身に起こっている被害の可能性から子どもを保護し守らなければならない。

通常子どもの安全保護は第一に親権者の責任であり、またそのために親権者はその子どもについて誰からも侵害されない監護権を初めとする独立の権限を持っている。しかし、性的虐待は基本的にその親権者自身からの加害行為である。こうした場合に、親権者の権限に対して、児童福祉法上の手続きとして子どもの分離保護をあえてしなければならなくなる。この手続きの正当な必要性を確認し、その判断根拠を子どもにも保護者にも、社会にも示すためには、あえて侵害的な危険を冒しても法的な手続きの根拠となる証拠を子どもから聴取する必要があるというのが答えである。

加害者は客観的な証拠の乏しい出来事について容易にそれを否認し得るし、加害者・被害者との複雑な利害や従属関係、あるいは感情的葛藤を持つ親族・関係者も子どもの申立てを真に公平に評価することは難しく、しばしば否定的・過小評価的に見てしまうことが多い。また例え、子どもの申立てを信じてやりたく感じて、当人にはその確認も確信もそれを立証することもできない。子ども自身もこうした状況に置かれながら自分の孤独な主張をあくまでも維持し続け、持ちこたえられるかは疑問である。

こうした諸般の状況からして、子どもがいったん自らの被害事実を申し立てた時点で、法的・客観的にもっとも立証性のある状態で、子どもの証言を確保しておくことが極めて重要であることが明らかになる。

forensic interview による制度的対応を構築してきた英米では forensic interview での子どもの証言によって加害者容疑者が確認された時点で、加害容疑者は拘束されるか、子どもの生活圏から排除される。これによって先の理由のひとつ目、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」ことが確保されるのである。当然その次には司法捜査、訴追にも子どもの証言が証拠として提出される制度化がなされている。

日本ではこうした forensic interview と司法対応による加害者の拘束や環境世界からの排除の制度は成立していない。たとえ子どもへの何らかの事情聴取から、直ぐに刑事捜査が開始されたとしても、十分な証拠が固められてから容疑者の逮捕となるのが原則である。子どもの被害の兆候確認から最短時間で子どもの安全を確保できるのは基本的には児童福祉法上の緊急一時保護の実施のみである。この点からも児童福祉機関が子どもの被害(事実)確認を行って対応する必要が現状では必須となる。

こうしてみると明らかのように、この対応はいわゆる治療的・臨床的援助に属するのではなく、子どもの法的な保護と、それによって安全を確保し、併せて治療的・臨床的援助を可能とするための法的手続きである。forensic interview は本質的に臨床的援助の範疇には収まりきらない性質をもっている。

面接と臨床責任

2)②の疑問(あるいは抵抗)について、英米では forensic interview を行う者は子どもへの臨床責任を免除されるという要件が提示されている。臨床的判断は forensic interview を見守り、サポートするチームが担うことになるが、チームには検察、警察のスタッフも属しており、その活動目的には司法捜査も含まれる。

臨床的にみると、性的虐待のダメージが引き起こす深刻な問題・症状への臨床的対応もこの点での検討に値するだろう。適切な治療提供は2)①の理由の一つでもあるが、例えば子どもは深刻な性的被害を受けていたのに最初の告白では「ちょっと触られただけ」と話していることは多い。そのまま「ちょっと触れたただけなのだ。」と援助者が理解してしまったら、子どもは容易にそれを訂正できず、しかも実際にあったより深刻な被害によって生じた症状を誰にも理解してもらえないまま抱えて生きなければならなくなる。

CSAAS(性的虐待調節症候群)が注目されるのも、性暴力被害者にはしばしばそうした被害の過少申告や矛盾・混乱した申告をしやすいことによる。あるいは、敏感な臨床家は子どもの様々な兆候から、事態は子どもが話しているよりも、もっと深刻ではないかと推測することも当然あり得る。しかし、臨床家が治療的援助において、そのことを追及・確認することはあえてしないだろう。しかし問題・症状は深刻化し、周囲の認識は子どもの深刻さについて行けないまま後手後手の対応になってしまう危険性がある。

もしも面接の必要性は認めるが、自分がその役割を担うことはご免こうむりたいと望む気持が本音なら、その人はその抵抗感を処理することなしに面接者にはならない方が望ましい。しかし、自分が面接者になることを避けるからといって、面接実施に反対することの正当性は無いことも自覚していなければならない。また面接を司法関係者だけが担うべきであるという主張も現実的なバランスとしては必ずしも正しいとは言えない。

性にまつわる文化の壁

2)③の疑問は最も本質的な部分に属する。性にまつわる領域、それも犯罪的な領域、特に近親姦はこれまでの文化の一般的枠組みの中ではタブーとされ、封印されてきた秘密の領域である。性による境界侵犯は文化としての共同体の安全と信頼、権威とモラルを破壊する。しかし、この隠蔽こそが、沈黙の壁となって性的虐待被害者を孤立させる壁として機能してきたのである。

性暴力加害者はあたかも皆が顔をそむけ、まともに見ようとしなない秘密の通路を利用して犠牲者に近づくのである。性に対する抵抗感、ためらいは共同体の一員として生まれ育ってきた我々のすべてに必然的に埋め込まれ機能している。それによって健全な社会的生活が守られている。そのことを自覚し、意識的に扱えなければ、性暴力被害と沈黙の壁に取り込まれた子どもを、彼らの陥った孤独から救い出すことはできない。

これらが先の疑問への答えである。被害(事実)確認面接は法的な立証性・客観性を確保した、非臨床的な、子どもにとっての侵害性をもった事情聴取面接である。我々はしかし、子どもの被害を食い止めるための法的な立証可能性のある情報を得るそれ以外の有効な方法を知らない。いわば傷の手当をするために痛む棘や化膿しかけた傷を触るようなことが forensic interview では起こる。このことの深刻さと危険性を知ってそれを可能な限りコントロールしながら実施することが我々臨床的専門性の課題である。

5) 児童臨床における被害(事実)確認面接実施の目的

① 潜在的に進行する子どもの性暴力被害を阻止し安全を守る。

多くの性的虐待において性的虐待は客観的証拠を確認できない。またしばしば虐待加害者は虐待行為を否認する。たとえ加害行為をいったん認めたとしても、またいつでも加害者は撤回できる。児童相談所は親権に抗して子どもの分離保護による子どもの身柄の安全確保を図り、より長期になれば施設入所による援助を検討しなければならないことがあるが、それらの児童相談所の判断の正当性を確保するためには子どもに被害事実があったと主張する根拠を示さなければならない。この根拠の重要な部分が子どもからの被害事実の聴取となる。この聴取は法的に公平・客観的で、暗示や誘導や教唆、報酬によらない面接による証言でなければならない。

② 子どもへの援助を開始する情報・資料となる

性的被害は目に見えない、あるいはそうであると理解していない限り因果関係が判別できないような様々な問題症状、影響を子どもの心身、発達、人生において生じさせる。これらの問題への適切な援助を開始させるには、子どもの被害内容の正確な理解が出发点となる。

③ 他の子どもへの被害拡大を阻止する

性的虐待者はその生涯において多数の被害者を生むと言われている。少なくとも一人の被害者を発生させた家庭は、その他に同様の立場の子どもがいた場合、第二、第三の被害者を生む危険性が極めて高い。一人の子どもの被害を確認することで、他のきょうだいの被害を未然に防ぐことが可能となる。

子どもの中には被害確認面接の設定を予告されて動揺を示す子どもがいる。強い外傷的な出来事を思い出すことの苦痛や不快、あるいはそれにまつわる PTSD 的な症状の深刻化が起こることもある。

面接直後は特に子どもの状態が不安定で荒れている危険性が高くなる。一時保護所の職員は子どもの不穏状態が悪化していないか、見守りが必要である。

forensic interview の日本での呼称と今後の対応体制

[1] forensic interview の定義と呼称、児童福祉における被害(事実)確認面接

forensic interview はこれまで一般的には「司法面接」と呼ばれてきた。本ガイドラインの検討班では、forensic interview の基本的特質を児童福祉、刑事捜査、医学診察それぞれの領域での客観的な法的立証性の確保に配慮した、特別に設計された事情聴取法にあると理解している。法的立証性を確保した情報とは、以下の性質を共通して備えていると考えられる。

- ① 当事者からの自発的な情報である。
- ② 誰からも 暗示、誘導、教唆、強要、脅迫、報酬 といった 情報操作や事前情報を与えられることなく、当人が自発的に表明・報告・表現した情報である。
- ③ 当事者しか知り得ない、具体的で詳細な情報が含まれている。
- ④ 得られた情報は、複数の情報源、客観的事実、複数の関係者からの証言等、複数の情報に照らしたときに、一定の照合性、整合性が認められることが期待される。
- ⑤ 面接は特別に構造化された方法によって構成され、各面接は事後の法的吟味・審査に供するためにビデオその他の媒体に記録され、保存管理される。

forensic interview は主として子どもの性暴力被害や虐待被害についての英米の法的対応システムにおいて、最終的には裁判所に提出され、裁判所の法的審査において子どもへの主尋問に代えて証拠提出される児童福祉、刑事捜査、医学診察の各領域が共同して子どもに行う事情聴取法として整備されてきた特別な面接法である。裁判において面接者と子どもは裁判官が必要と認めた場合には、証人として出廷し、反対尋問を含む証言を行わなければならない。

[2] forensic interview をめぐる日本での課題整理と呼称について

これまで forensic interview はしばしば「司法面接」と翻訳され、呼ばれてきた。ただし法律、社会的体制・制度、文化の異なる日本においては、当面の整理が必要と考える。すなわち、forensic interview の本質は、刑事訴訟法の手続き・規則を究極の基準とする法的客観性・立証性を確保した子どもからの事実確認にある。従って forensic interview は性的虐待に限定されず、法的手続きにおける子どもからの事実確認、事情聴取の基本面接手法となる。英米及びその体制に準じた性暴力対応の法制度を持つ国々では、福祉と刑事司法が子どもからの事情聴取を forensic interview の統一的共通実施で行い、同時に医学診察による評価も共通で実施する。福祉と警察・検察は共にそれらを各領域の法的手続きにおける根拠証拠とする。しかし、これは現下の日本の法体系・体制では成立していない体制・手法である。

日本における forensic interview をめぐる課題は以下の要点にまとめられる。

- 1) 福祉と刑事司法の作業手法の確立とその作業の共有化のための条件整備
- 2) 医学診察・評価の法的専門性の確立
- 3) 児童福祉法、刑事訴訟法における判断基準の明確化
- 4) 福祉、医療、刑事司法が手続き、情報を共有できる機関・制度の創出

このうち、当面の重要な検討課題として、日本における forensic interview に結び付く面接調査とその呼称の整理がある。これについては本ガイドラインの冒頭でもその概要を示しているので参照されたい。

本研究班としては当分の間の整理として、以下の分類と呼称を提案する。

児童福祉分野

① 初期被害調査面接

通告に代表される性暴力被害の疑いについて児童相談所が最初を実施する調査面接で、一時保護の要否判断を行うための初期調査に属する。法的な立証可能性のための面接技術は forensic interview の基本ルールに従って構成されるが、調査内容は子どもの安全確認と保護の要否判断のための情報確認に限られる。もしも、それ以上の情報が子どもから自発的に述べられた場合には、時間と場面条件が許すなら、法的な客観性を確保した面接技法で子どもが自発的に話すという条件で聴き取りを行う。面接は通常、通告による緊急出動によって行われる。面接担当者は、加害を疑われる者の性別を避けた相談チームスタッフの内の1名が行い、もう1名が立ち会い記録者となる。

② 被害(事実)確認面接(法的事実確認面接)

子どもの安全を確保した上で、子どもの身に起こった被害事実について、直接子ども本人から詳細に聴取する面接。面接の目的は、法的には親権に対して子どもに必要な安全確保のための要件、分離保護の必要性等の根拠となる被害の疑い内容を確認することである。面接は法的な客観性を確保するための forensic interview の基本ルールに基づいて行う基本的に1回きりの面接。面接者は子どもに初対面で、この面接のみを担当して以後子どもの援助には関わらない。また面接者は加害者の性別を避ける。子どもの初対面の人物1名で行う。記録の客観性確保のため、ビデオ記録が撮れない場合には最低限テープ録音される。ワンウェイ・ミラー越しや映像転送によるチームバックアップ体制をとらない場合には、被害調査面接と同様、2人体制(1名が面接者、1名が記録立会者)で実施する。面接記録は直ちに文書化され、法的な手続きにおいては根拠資料として提供される。

刑事・司法分野

③ 司法面接 (forensic interview) あるいは司法的被害聴取面接 (forensic interview)

警察・検察が子どもの犯罪被害全般において、被害事実について直接子どもに行う事情聴取面接は、2009年12月の時点では特に区分した手法としては認知されていない。従ってこれは児童福祉分野からの区分として本ガイドラインが独自に提案するものである。

刑事捜査上の犯罪被害の確認、加害者・加害行為の特定、事件立件のために警察・検察が主導して行われる刑事捜査上の子どもの性暴力被害を確認する事情聴取面接を司法面接、あるいは司法的被害聴取面接ととりあえず呼んでおきたい。事件の起訴については検察が決定するので、全事例が起訴に結びつくわけではないが、調査内容は、児童福祉における子どもの被害の確認にとどまらず、刑事捜査における加害容疑者の特定、犯罪事実・罪状の成立要件の確認、加害容疑者の追及・尋問における供述内容との照合・裏付け、具体的な加害事実についての現場検証や実況見分の裏付けとしてそれらの要件に足りる情報の確認・特定を目指す。

刑事訴訟法における「疑わしきは罰せず」の原則において、加害者による加害行為を立件し、処罰を求める作業のために行われる調査として、現在の刑事法下では1回だけの事情聴取では済まないと思われる。全体として親権に対する対応根拠として被害の確認を行なう児童福祉上の被害確認面接と、刑事捜査上の司法面接は forensic interview に基づく手法・原則としては共通性を持つが、刑事司法上の対応根拠を求めるための調査は福祉領域にくらべてしばしば、より詳細な事実確認を要するだろう。

医療分野(刑事 福祉両方に関係)

④ 医療診察における問診

性暴力被害に限らず、刑事捜査上、あるいは事件立件のための医学診察は、法医学教室や監察医による司法鑑定、産科・婦人科医師による強姦被害者支援としての診察があるが、子どもの性暴力被害に

ついでに法的な立証性を担保した医学診察手法は日本では未確立である。欧米では主に小児科医師が身体的虐待から性的虐待までの身体診察を担当し、その専門性が確立しているが、日本では確立していないばかりか、法的な対応については刑事司法における対応でない限り、関わりを忌避する傾向すら一部に認められる。ただし、現在、児童福祉、刑事司法両分野において、子どもの性暴力被害に関する法的な立証可能性を前提要件とした医学診察手法の確立は急務である。この診察における子どもへの問診は、基本的に forensic interview の原則を踏まえたものでなければならない。

⑤ forensic interview

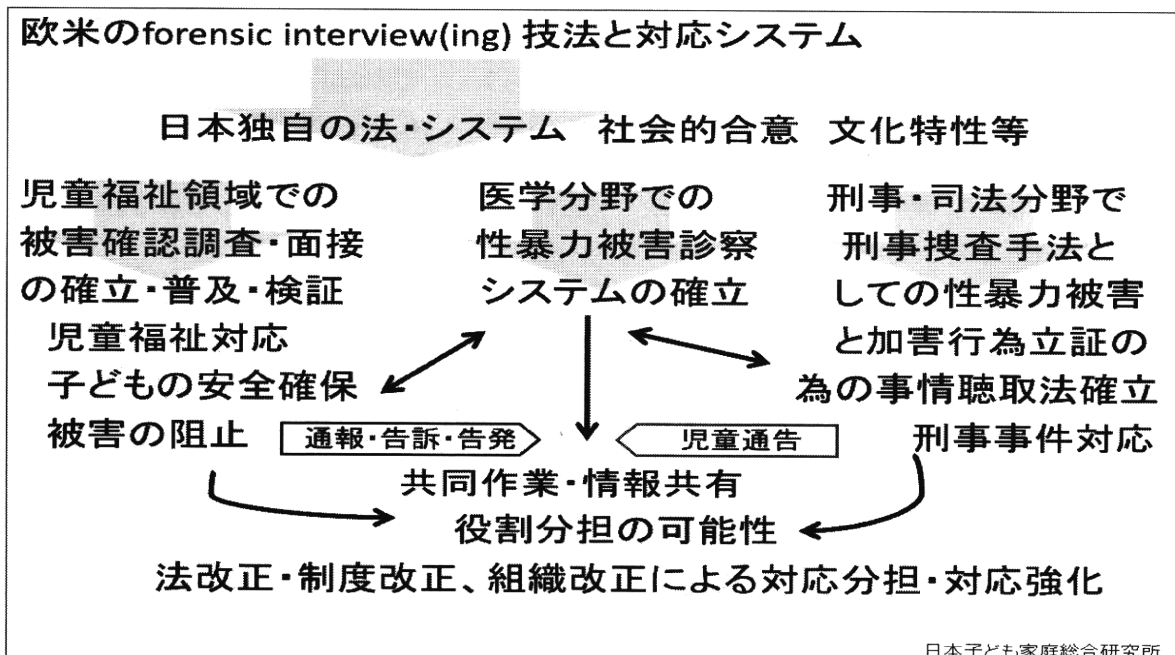
欧米の対応システムにおける forensic interview そのものを指す場合、および将来にそれと同質の面接の体制が組まれた場合には、その総称は forensic interview であるべきだろう。さらに細分化するなら、その過程について、被害確認から司法的被害聴取までの区分が生じる場合もあると確認しておくことも必要かもしれない。

当面の見通しとしては、児童福祉分野における児童虐待対応を軸とした被害調査と被害確認作業、刑事・司法分野における犯罪捜査の手法としての司法面接か司法的被害確認面接、医療分野における被害診察に伴う問診としての面接の3領域、3種の面接手法の専門性と基盤整備が各分野における課題である。それぞれには、単なる孤立した面接技術の確立だけではなく、基本的視点や対応手順、今後の制度整備における協働体制や法制度そのものの改正までを視野に入れた検討が必要である。またその対応領域も単純ではない。

もう少し先の段階では、各分野の専門性、制度整備が進めば、それらの統合としての制度整備、欧米式の forensic interview の検討も視野に入るかもしれないが、そこまでの道のりには様々なハードルがあると共にその方向性が日本における対応として適合するかどうか検討が必要である。

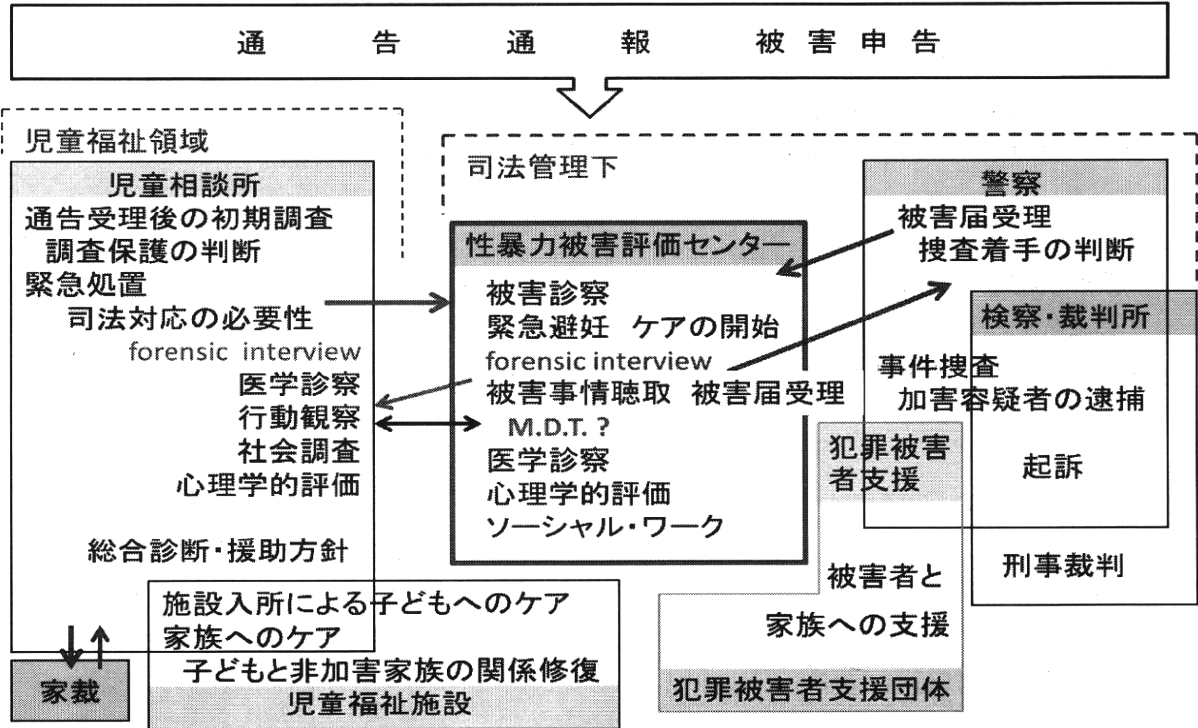
上記の内容を大まかに図示すると以下のようになる。

法的被害確認面接の日本における今後の展望



上記の図に対して、さらに将来への展望をより具体的に描いたものが以下の図になる。

子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害初期対応の将来



この図では将来の子どもへの性暴力問題についての司法の積極的関与が想定されている。

- ① 子どもの性暴力被害は第一に司法管理下にある評価センターで子どもの保護と調査、面接、診察が実施され、必要な対応とケアが開始される体制が必要である。評価センターは基本的に刑事捜査状の証拠保全の機能も持った機関であり、広域な地域の拠点機能も持っていることが望まれる。
- ② 児童相談所は児童福祉法上の子どもの保護と調査を担当する。事案は司法管理下での性暴力被害評価センターから通告されるか、通告による児童福祉対応が先行して子どもを保護してから評価センターに送るかのいずれか、および、司法管理下の評価センターにまだ届かない要件がある事案では、自らも児童福祉法上の対応判断としての被害調査 (forensic interview も実施する) と子どもの緊急保護は担当する。
- ③ 事案は評価センターから刑事事件と犯罪被害者支援、児童福祉上の保護とケアの双方、二つの対応へと移っていく。本来の英米のシステムではこのそれぞれに裁判所の管轄がつくのだが、日本の体制では当分そうした制度化は難しいとみられ、家裁は児童相談所とのやりとり、検察・裁判所は刑事捜査に連動して対応するに留まるとみられる。

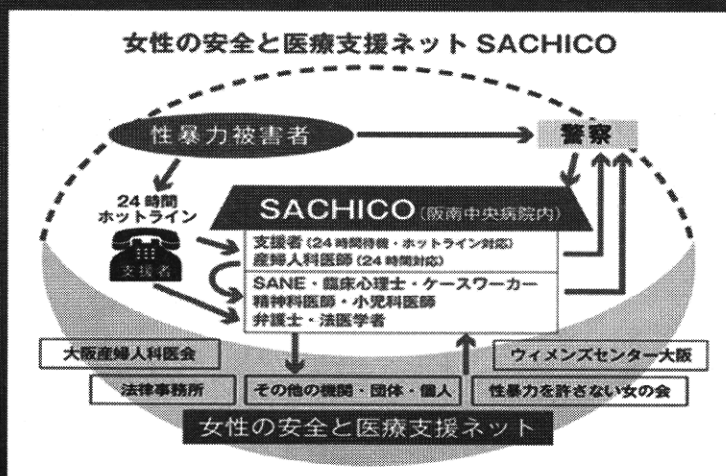
現在、この性暴力被害評価センターに最も近い活動として、大阪府松原市の阪南中央病院内に設けられた24時間体制の「性暴力救援センター・大阪 (SACHICO)」、愛知県一宮市の大雄会第一病院内に設けられた「ハートフルステーション愛知(こちらは9:00~20:00)」がある。その他、各地の警察と連動した強姦被害者の診察医の体制整備も進んでいる。こうした場所を拠点とした性暴力被害評価センターが子どもの性暴力被害を扱う体制整備を進めることが、児童福祉における対応を進めることと並行して必要である。

24時間体制の性暴力救援センター

SACHICO 性暴力救援センター・大阪

ホットラインおよびSACHICOは 2010年4月1日阪南中央
 病院にて OPEN しました。
 ホットライン 072-330-0799

Sexual 性
 Assault 暴力
 Crisis 危機
 Healing 治療的
 Intervention 介入
 Center センター
 Osaka 大阪



性暴力被害者のためのワンストップセンター

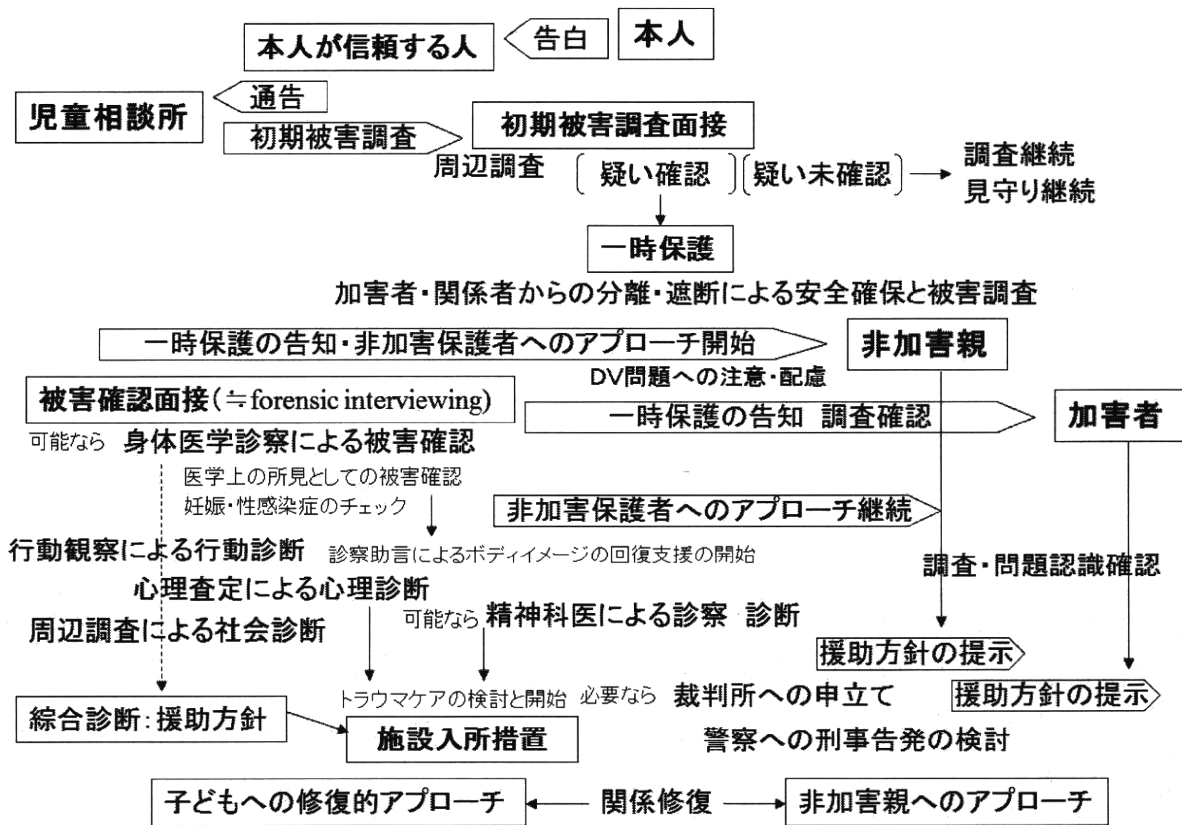
ハートフルステーション・あいち

警察庁、愛知県警が病院内に開設(2010年度被害者支援推進計画の一環)
 被害者は医療診察と医療処置と同時に常駐する犯罪被害者支援組織の女性
 支援員と県警の女性警察官の支援をその場で受けることができる。警察
 への通報を希望すればその場で捜査員が出向いて被害届の受理が行われ
 る。

- 性犯罪の被害者が、治療や検査、警察や弁護士への連絡を1カ所のできる拠点「ワ
 ンストップセンター」を警察庁と愛知県警が22年7月26日、愛知県一宮市の大雄会第
 一病院に開設する。被害者が関係機関を行き来する負担を軽くして、潜在化を防ご
 うという国のモデル事業で、韓国の先例を参考にした。
- 拠点の名は「ハートフルステーション・あいち」。犯罪被害者支援組織「被害者サポ
 ートセンターあいち」の女性支援員と愛知県警の女性警察官が日曜を除く午前9時～
 午後8時に常駐して、電話相談も受ける。被害者が希望すれば医師に連絡し、付き
 添う。通報を希望する場合は、捜査員が駆けつける。弁護士や臨床心理士も紹介で
 きる。男性の被害者も拒まないという。

児童相談所の性的虐待事例での初期対応の流れ模式図

性的虐待発覚からの初期対応の流れ



この図は性的虐待相談のガイドライン研修のために作成された。

大規模所で性的虐待相談が年間数十件寄せられるような状況の中での体制であり、全国標準とはならないが、具体的な流れについては参考とされたい。

保護者の方へ

保護者の方へ

今、お子さんのことで児童相談所から連絡を受け、困惑、驚き、怒りなど様々な気持ちでいらっしゃると思います。

今後、お子さんのことを共に考えるために、今起きていることについてご説明します。

現在お子さんは、お子さんの発言やこれまでの行動、様々な症状から、ご家庭の中で何らかの性暴力被害を受けたおそれがあるため、具体的な被害の状況を確認し、お子さんの安全を守るため、一時保護の必要があると、児童相談所が判断したのでお子さんの身柄を一時保護しています。

（お子さんの安全に何らかの疑いがある段階で児童福祉法第33条によりお子さんを保護することが「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」で定められています）

家庭内における性暴力被害とは

家庭内においてお子さんが直接の性行為や体を触られたり、性交を見せられたり、性的な話を聞かせられたりすることを指します。

法律上は、子どもを現に監護する人が子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすることは児童虐待防止法第2条において、児童虐待となります。これにはまた直接の性行為だけでなく、身体を触ったり、性交を見せたり、性的な話を聞かせる等も含まれます。

また、家庭内で同居人や親族からお子さんに対して同様の行為があった場合も、性的な被害についての、安全確保と調査のため、保護の対象となります。

一時保護中に行うこと

お子さんについて

面接、心理診断、診察（精神科、婦人科など）、行動観察などによって、お子さんが受けたかも知れない被害とその影響について調査を行います。

調査にあたっては、お子さんの気持ちの安定、周囲への気づかいのために生じるストレス、調査のための情報の混乱を避けるため、一旦、ご家庭や周囲の環境から離れた状態で調査します。

（保護者の方の面会・通信等も当面できません。）

保護者の方について

お子さんへの調査と並行して、保護者、関係者の方々へも、面接、家庭訪問などによって、事実調査等をさせていただきます。

警察への相談・告発について

調査の経過によっては、児童相談所の判断で警察への相談、児童福祉法違反等の告発を行う場合もあります。